

公 表 第 4 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年11月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成30年度

部局名：環境部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	物品管理事務 生活環境の保全に係る物品貸出しにおいて、申請者の本人確認を行う際に、貸出基準を定めた要綱どおりの本人確認手順が取られていない。	申請書様式の簡易決裁欄に本人確認書類に何を用いたかのチェック欄を設け、確認漏れを防ぐ措置を行うことで、再発防止に努めております。
指摘事項	財務監査	公用車管理事務 自家用車の公務使用承認を得ないまま、公務に自家用車を使用している。	斎場に公用車を配置することとしました。
意見	事務監査	<p>市民生活や事業活動の安定的な維持・発展を図っていくことは行政の使命であり、その基盤となるごみの適正処理は自治体の重要な責務であるが、現在の本市のごみ行政が、過去の苦い経験の上に構築されたものであることを忘れてはならない。過去には、焼却工場の能力不足から可燃ごみを埋め立て処分し、最終処分場の不衛生化、短命化を招く結果となった。また、新規の最終処分場の整備の見通しがつかなかった際は、焼却灰や不燃物の市外での処理を委託せざるを得なかった事跡がある。</p> <p>こうした経験を踏まえ、本市は、最終処分場である高良内町杉谷埋立地を整備し、平成28年6月には宮ノ陣クリーンセンター稼働により、上津クリーンセンターとの南北2ヶ所による安全で安定的なごみ処理体制を確立した。ただし、上津クリーンセンターは平成5年から稼働しているため、過去2期にわたって大規模な改修工事を実施し、延命化を図っているが、平成39年度末には耐用年数を迎えるとのことである。施設整備にあたっては、周到な準備のための十分な期間が必要であることは言うまでもなく、本市の過去の教訓を踏まえ、計画的に必要な規模の施設整備が図られるよう、着実に準備を進められることを望む。</p>	<p>市民の快適な生活や円滑な事業活動を維持していくため、市域内のごみを安定的に処理していくことは、自治体に課せられた重要な責務であると認識しております。現在、上津クリーンセンターと宮ノ陣クリーンセンターの2つの中間処理施設及び杉谷最終処分場の運営により、安定的なごみ処理を行っているところです。今後もこれらの施設の計画的な改修や適切な管理運営に努めるとともに、将来を見据えた長期安定的なごみ処理体制の構築に向けた取り組みを進めてまいります。</p>